○文化庁告示第十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十二年十二月二十七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十三年二月三日　　文化庁長官　近藤　誠一

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号　那覇市長　翁長雄志

三　利用方法　那覇市が行う「那覇市立学校校歌を着うたに！」事業において録音し、ゆいワークス株式会社が運営・開設するウェブサイトから着信うたデータとして配信を行う。配信期間は平成二十三年三月一日から平成二十五年三月三十一日までの二十五ヶ月間とする。

四　補償金の総額　一三一、一五〇円

（**別表**）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物		利用方法及び補償金の額	
題号	著作者名	利用方法（録音、配信）	補償金の額（単位：円）
那覇市立大道小学校校歌	春成きみの（作詞）	着うたデータ	5,049
那覇市立大道小学校校歌	栗田三郎（作曲）	着うたデータ	5,049
那覇市立若狭小学校校歌	伊波興輝（作詞）	着うたデータ	10,096
那覇市立前島小学校校歌	山里将秀（作曲）	着うたデータ	10,096
那覇市立神原中学校校歌		着うたデータ	10,096
那覇市立真和志小学校校歌	上原晃（作詞）	着うたデータ	10,096
那覇市立城岳小学校校歌	阿波根直成（作詞）	着うたデータ	10,096
那覇市立開南小学校校歌	仲地喜行（作曲）	着うたデータ	10,096
那覇市立宇栄原小学校校歌	大田美枝子（作詞）	着うたデータ	10,096
那覇市立金城小学校校歌	豊里泰吉（作詞）	着うたデータ	10,096
那覇市立真嘉比小学校校歌	比嘉俊成（作詞）	着うたデータ	10,096
那覇市立首里中学校校歌		着うたデータ	10,096
那覇市立真和志中学校校歌		着うたデータ	10,096
那覇市立寄宮中学校校歌		着うたデータ	10,096
合計			131,250

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１９９５号
京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る３丁目南町424番地　ライオンズマンション高台寺305号
債務者　長木　克也
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１０号
京都市北区等持院中町18番地６
債務者　瀬尾　昌之
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨増　四季
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
北海道北見市高栄西町７丁目18番16号
債務者　可児　昭彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
北海道北見市高栄西町７丁目18番16号
債務者　可児日出子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
北海道北見市美山町45番地101
債務者　可児　静教
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２０９７号
埼玉県川口市並木１丁目18番15号　間瀬荘202号
債務者　金谷　菊江
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　将三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
さいたま市見沼区東大宮６丁目52番地４　パンシオン東大宮Ｂ―101、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5118番地　ヴィヴィレＡ館103
債務者　松田　英治
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　尚郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７９号
愛知県清須市上条１丁目１番地12　ピア21・103
債務者　ＴＫ工業こと　髙羽　一將
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部